

件名

株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件

金融庁
財務省告示第 号
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）
内閣府
経済産業省

（第七十条第二項第十七号及び第四十九号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年財務省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。）

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(預金の受払事務の委託等)</p> <p>第二条 規則第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。第十二条第五号において同じ。)(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。)を営む金融商品取引業者</p> <p>二・三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>「条を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(預金の受払事務の委託等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 有価証券関連連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。第十三条第五号において同じ。)(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。)を営む金融商品取引業者</p> <p>二・三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第十二条 規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務(以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。)を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社(リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。)の同条第七号に掲げる業務</p>

による収入の額の合計額に占める法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）

第十二条 規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務は、次に掲げる業務とする。

（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）

第十三条 「同上」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>「一〇六 略」</p> <p>七 リース業務（規則第七十条第二項第十七号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする商工組合中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、商工組合中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）</p> <p>八 「略」</p> <p>（商工組合中央金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処 分に関する基準）</p> <p>第十三条 「略」</p>
	<p>「一〇六 同上」</p> <p>七 リース業務（自己又は自らを子会社とする商工組合中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、商工組合中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）</p> <p>八 「同上」</p> <p>（商工組合中央金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処 分に関する基準）</p> <p>第十四条 「同上」</p>